

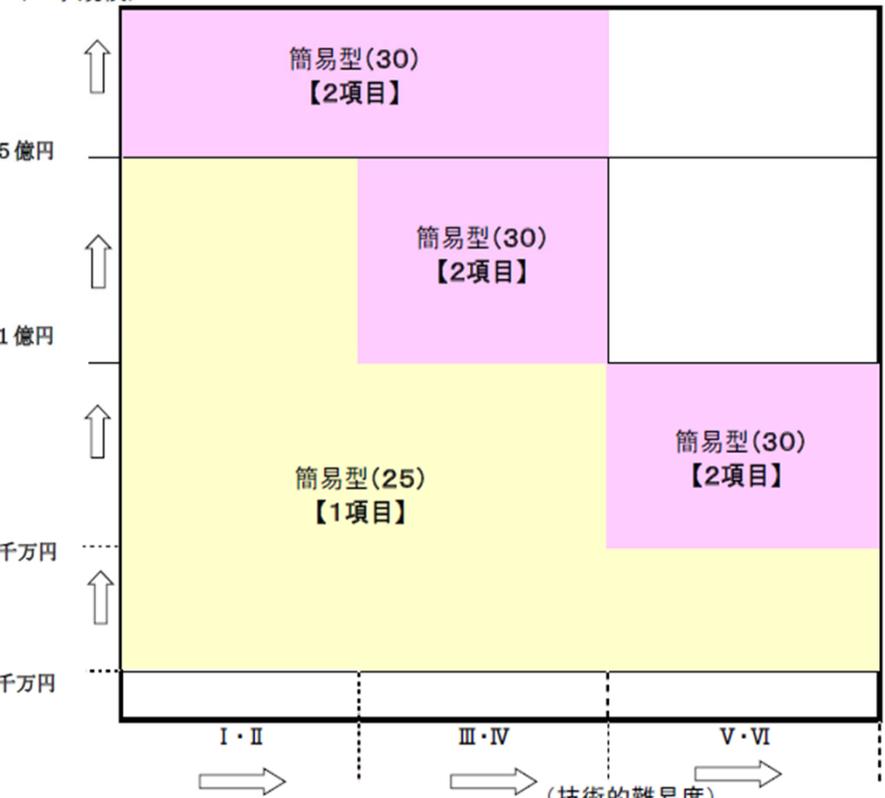
(赤字は改定部分)

改定後 R7.10.1	改定前 R7.4.1
<p>(P 1)</p> <p>(総合評価落札方式のタイプ) 第3条 本要領による執行にあたっては、簡易型を用いるものとする。(別記1「適用タイプ表」参照)</p> <p>(評価の方法) 第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記2「落札者決定基準」によるものとする。</p>	<p>(P 1)</p> <p>(総合評価落札方式のタイプ) 第3条 本要領による執行にあたっては、簡易型を用いるものとする。</p> <p>(評価の方法) 第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記「落札者決定基準」によるものとする。</p>

(赤字は改定部分)

改定後 R7.10.1	改定前 R7.4.1
<p>(P2)</p> <p>附 則</p> <p>1 本要領は、平成20年8月1日から適用する。</p> <p>2 平成21年 4月15日 一部改正</p> <p>3 平成22年 4月 1日 一部改正</p> <p>4 平成22年10月 1日 一部改定</p> <p>5 平成23年 4月 1日 一部改定</p> <p>6 平成24年 4月 1日 一部改定</p> <p>7 平成27年10月 1日 一部改定</p> <p>8 平成28年 4月 1日 一部改正</p> <p>9 平成29年 4月 1日 一部改正</p> <p>10 令和2年 4月 1日 一部改正</p> <p>11 令和5年 4月 1日 一部改正</p> <p>12 令和5年 10月 1日 一部改正</p> <p>13 令和6年 4月 1日 一部改定</p> <p>14 令和7年 10月 1日 一部改定</p>	<p>(P2)</p> <p>附 則</p> <p>1 本要領は、平成20年8月1日から適用する。</p> <p>2 平成21年 4月15日 一部改正</p> <p>3 平成22年 4月 1日 一部改正</p> <p>4 平成22年10月 1日 一部改定</p> <p>5 平成23年 4月 1日 一部改定</p> <p>6 平成24年 4月 1日 一部改定</p> <p>7 平成27年10月 1日 一部改定</p> <p>8 平成28年 4月 1日 一部改正</p> <p>9 平成29年 4月 1日 一部改正</p> <p>10 令和2年 4月 1日 一部改正</p> <p>11 令和5年 4月 1日 一部改正</p> <p>12 令和5年 10月 1日 一部改正</p> <p>13 令和6年 4月 1日 一部改正</p>

(赤字は改定部分)

改定後 R7.10.1	改定前 R7.4.1
<p>(P3)</p> <p>別記1 「適用タイプ表」</p> <p>(工事規模)</p>  <p>※()内は、加算点の満点の目安 【 】内は、求める施工計画の数</p>	This column is empty in the provided image, representing the previous version of the guidelines.

(赤字は改定部分)

改 定 後 R7.10.1	改 定 前 R7.4.1																		
<p>(P4)</p> <p>別 記2 「落札者決定基準」</p> <p>山梨県「県内下請活用審査型」の「落札者決定基準」は、山梨県建設工事総合評価実施要領の別記1「落札者決定基準」を適用し、次の評価項目を加えるものとする。</p> <p>「3」県内下請の活用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価項目</th> <th style="width: 40%;">評価基準</th> <th style="width: 30%;">加算点 (b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内下請</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(※1)</td> </tr> <tr> <td>1 県内下請企業の活用</td> <td style="text-align: center;">(※2)</td> <td style="text-align: center;">(0~5) [0~6]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 加算点 (b) は、下記により設定する。 (1) 加算点 (a) の満点が25点の場合、() の点を用いる。 (2) 加算点 (a) の満点が30点の場合、[] の点を用いる。</p> <p>※2 評価基準、採用下請範囲等の活用の詳細については、個々の工事毎に定める。</p>	評価項目	評価基準	加算点 (b)	県内下請		(※1)	1 県内下請企業の活用	(※2)	(0~5) [0~6]	<p>(P3)</p> <p>別 記 「落札者決定基準」</p> <p>山梨県「県内下請活用審査型」の「落札者決定基準」は、山梨県建設工事総合評価実施要領の別記1「落札者決定基準」を適用し、次の評価項目を加えるものとする。</p> <p>「3」県内下請の活用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">評価項目</th> <th style="width: 40%;">評価基準</th> <th style="width: 30%;">加算点 (b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内下請</td> <td></td> <td style="text-align: center;">(※1)</td> </tr> <tr> <td>1 県内下請企業の活用</td> <td style="text-align: center;">(※2)</td> <td style="text-align: center;">(0~5) [0~6]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 加算点 (b) は、下記により設定する。 (1) 加算点 (a) の満点が25点の場合、() の点を用いる。 (2) 加算点 (a) の満点が30点の場合、[] の点を用いる。</p> <p>※2 評価基準、採用下請範囲等の活用の詳細については、個々の工事毎に定める。</p>	評価項目	評価基準	加算点 (b)	県内下請		(※1)	1 県内下請企業の活用	(※2)	(0~5) [0~6]
評価項目	評価基準	加算点 (b)																	
県内下請		(※1)																	
1 県内下請企業の活用	(※2)	(0~5) [0~6]																	
評価項目	評価基準	加算点 (b)																	
県内下請		(※1)																	
1 県内下請企業の活用	(※2)	(0~5) [0~6]																	

